

平成23年度 第7回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成24年2月10日開催

高野町農業委員会

平成23年度 第7回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成24年2月10日（金）
- 開会時刻 午後3時00分開会
- 開催場所 高野町役場2階 大会議室
- 出席委員 2番 上田静可 3番 下名迫勝實 4番 柳葵 5番 井阪晴美
6番 中林敬 7番 梶谷廣美 8番 西山一高 9番 井手上治己
10番 尾家富千代 12番 新谷敏捷
以上10名出席
- 欠席委員 1番 久保良作 11番 井阪征郎
以上2名欠席
- 事務局員 事務局員 下洋一 門谷佳彦 矢野 隆
- 関係者 (出席者無し)
- 議事事項 議案第14号 農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて
議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の決定について
議案第17号 町長の権限に属する事務の委任について
報告第8号 県施行の土木事業用地の取得に係る農地移動実態の
報告について
報告第9号 専決処分について
- 事議内容 次のとおり

*****午後3時00分 開会*****

事務局

大変お忙しい中、定例会にご出席いただきましてありがとうございます。
予定の時刻となりましたので、平成23年度第7回高野町農業委員会定例会を開催させていただきます。

さて、本委員会ですが、本日出席委員10名、欠席委員2名で（1番久保良作委員・11番井阪征郎）、高野町農業委員会会議規則第9条による出席委員数が規程を超えておりますので、本委員会は有効である旨ご報告いたします。

本来でしたら、ここで事務局長よりあいさつを申し上げるところですが、あいにく急な出張が入り不在となっておりますので、審議に入らせていただきます。

まず初めに委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を議長よりご氏名頂いております。

本日の署名委員は、5番井阪晴美委員・7番梶谷廣美委員にお願いします。

つづきまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により当委員会の会長となっておりますが、井阪会長が病気治療中でありま
すので、会長職務代理者柳委員になりますので、柳会長職務代理よろしくお
願い致します。

議長

.....挨拶.....

議長

それでは、次第に沿って行います。

まず、議案第14号「農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて」
を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第14号

農地法第2条の農地でない旨の証明願いについて

別添の農地につき、農地法第2条農地でない旨の証明願いがあったので審
議願いたい。

平成24年2月10日提出

高野町農業委員会 会長職務代理者 柳 葵

番号1

農地の所在 花坂字宮前〇〇〇番地で、場所は議案書5ページの青色のと
おりです。

登記簿及び現況地目は、「畑」

現況地目 雑種地

農振区分 農用地外

面積は、62㎡

申請人住所・氏名 大阪府泉大津市田中町〇番〇〇号 〇〇 〇〇氏

土地の状況 昭和37年頃から耕作放棄地

番号2

農地の所在 東富貴字天神垣内〇〇番〇他1筆で、場所は議案書8ページの黄色のとおりです。

登記簿及び現況地目は、「畑」

現況地目 宅地

農振区分 農用地外

面積は、合計 376 m²

申請人住所・氏名 和歌山県伊都郡高野町大字東富貴〇〇番地 〇〇〇〇〇氏

土地の状況 昭和27年9月頃より居宅が完成

番号3

農地の所在 東富貴字洞〇〇番〇で、場所は議案書11ページのオレンジ色のとおりです。

登記簿及び現況地目は、「畑」

現況地目 山林

農振区分 農用地外

面積は、1,104 m²

申請人住所・氏名 和歌山県伊都郡高野町大字東富貴〇〇番地

持分 1/2 〇〇〇 〇〇氏

和歌山県伊都郡高野町大字東富貴〇〇番地

持分 1/2 〇〇 〇〇〇氏

の共有名義となっている土地です。

土地の状況 昭和53年5月頃より山林

番号1については、昭和37年頃に現住所に転出し、住居に隣接している申請地の農地も耕作放棄地となり、現在に至っております。現地調査につきましては、1月13日に事務局と上田委員と共に行っておりますので、後ほど現地調査報告があります。

番号2については、昭和27年9月頃に申請地に住居を建築し、現在に至っております。現地調査につきましては、2月2日に事務局と下名迫委員と共に行っておりますので、後ほど現地調査報告があります。

番号3については、共有名義の土地で、昭和50年頃までミョウガの栽培を行っていたが、高齢により昭和53年5月頃に、杉・ヒノキを植栽し山林化しております。現地調査につきましては、番号2と同様に行っておりますので、後ほど報告があります。以上3件について、ご審議願います。

議長

それでは現地調査報告について、2番上田委員よりお願いします。

上田委員

はい、2番上田です。

番号1について、平成24年1月13日に事務局下主査及び門谷主査と共に現地調査を行いました。

申請地にありましては、昭和37年頃に転出し、その後、耕作放棄地状態になり、現在に至っております。

現地に於いて、農地法第2条第1項の農地に該当しないことを確認しております。報告は以上です。

議長 ありがとうございます。続いての現地調査報告について、3番下名迫委員よりお願いします。

下名迫委員 はい、3番下名迫です。

番号2番について、平成24年2月2日に事務局の下西係長及び矢野主査と共に現地調査を行いました。

申請地にありましては、昭和27年頃に住居を建築し、現在に至っております。

つづきまして、番号3についても、同日に下西さんと共に行ってまいりました。

申請地にありましては、昭和53年頃から山林化し、現在に至っております。

2件ともに、現地に於いて、農地法第2条第1項の農地に該当しないことを確認しております。報告は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明及び担当農業委員による現地調査報告について、ご意見、ご質問ありませんか。

各委員 (異議なしの声あり。)

議長 ご意義がなければ、議案第14号について「可決」としてよろしいですか。

各委員 (異議なしの声あり。)

議長 それでは、議案第14号について「可決」とします。

つぎの議題は、議案第15号「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明願います。

事務局 議案第15号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について

別添の農地につき、農地法施行令第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。

平成24年2月10日提出

高野町農業委員会 職務代理者 柳 葵

番号 1

農地の所在 東富貴字天神垣内〇〇他 2 筆で、場所は議案書 1 9 ページの青色 2 箇所です。

登記簿及び現況地目は、それぞれ「畑」

農振区分 農用地内

面積は、合計 596 m²

譲渡人住所・氏名 和歌山県伊都郡高野町大字東富貴〇〇番地 〇〇〇 〇〇
〇氏

経営面積は、明記のとおりです。

譲受人住所・氏名 和歌山県伊都郡高野町大字東富貴〇〇番地 〇〇〇 〇〇
氏

経営面積は、明記のとおりです。

申請理由は、贈与により所有権の移転です。

現地調査につきましては、2 月 2 日に事務局と下名迫委員と実施しました。委員より後ほど報告があります。

今回の〇〇〇〇〇さんは、議案書 1 4 ページの農地法第 3 条調査書のとおりです。

調査書の 1 号の全部効率的要件については、同人が効率的に耕作する為該当しません。

また、2 号の法人要件及び 3 号の信託要件については、個人のため適用ありません。

4 号の農作業常時要件については、本人及び家族で年間 1 5 1 日行うことと、当地域は、積雪の関係上短期の集中的に作業を行うため、該当せず、5 号の下限面積については、高野町は全域で 1 0 a の設定で、今回の取得面積併せて 1 4 . 2 5 a のため該当しません。

また、6 号については、贈与のため該当しません。

次に、7 号の地域調和要件については、権利取得後も同様の規模で野菜栽培を行うため、該当しません。

以上のとおり書類審査及び現地調査したところ、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないので、許可相当と考えていますので、ご審議ねがいます。

議長 ありがとうございます。続いての現地調査報告について、3 番下名迫委員よりお願いします。

下名迫委員 はい、3 番下名迫です。

番号 1 について、平成 2 4 年 2 月 2 日に事務局の下西係長及び矢野主査と共に現地調査を行いました。

譲受人は以前より譲渡人の〇〇と共に、意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請については、〇〇から贈与による農地を取得するものであり、取引後

も引き続き耕作することから、周辺の農地に影響がないと考えています。以上報告おわります。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明及び担当農業委員による現地調査報告について、ご意見、ご質問ありませんか。

各委員 (異議なしの声あり。)

議長 ご意義がなければ、議案第15号について「可決」としてよろしいですか。

各委員 (異議なしの声あり。)

議長 それでは、議案第15号について「可決」とします。

つぎの議題は、議案第16号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について、事務局より説明願います。

事務局 議案第16号

農業経営基盤強化促進に基づく農地利用集積計画の決定について

高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議依頼がありましたので農業委員会の決定について意見を求める。

平成24年2月10日提出

高野町農業委員会 会長職務代理者 柳 葵

番号23-2

農地の所在 花坂字坊原〇〇他2筆で、場所については、議案書23ページの青色の箇所です。

登記簿及び現況地目は、それぞれ「畑」

農振区分 農用地内

面積は、合計 1,771.27 m²

権利設定は、使用貸借権

利用権を設定する者の住所氏名 高野町大字高野山〇〇番地 〇〇〇〇〇氏

経営面積は明記のとおりです。

利用権設定を受ける者の住所氏名 高野町大字花坂〇〇番地 〇〇〇〇氏

経営面積は、今回設定する面積です。

利用目的は、野菜栽培

期間は、5カ年です。

番号23-3

農地の所在 花坂字西ヒラ〇〇他1筆で、場所については、議案書25ペ

一箇所の青色の箇所です。

登記簿及び現況地目は、それぞれ「畑」及び「田」

農振区分 農用地内

面積は、合計 1,735 ㎡

権利設定は、貸借権

利用権を設定する者の住所氏名 高野町大字花坂〇〇 〇〇〇〇〇氏

経営面積は明記のとおりです。

利用権設定を受ける者の住所氏名 高野町大字花坂〇〇番地 〇〇〇〇氏

経営面積は、今回設定する面積です。

利用目的は、野菜栽培

期間は、5 年です。

借賃は、2 筆〇〇〇〇〇円で支払は毎年 1 2 月末までに借主宅へ持参する。

今回、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として、同法 18 条第 3 項の各要件を満たすことが条件となっています。

農用地利用集積計画は、基本構想に適合すること。

基本構想は、お配りしています構想の 4 ページからの項目になりますのでご覧下さい。

利用権設定した土地を耕作等の事業に供すべき農用地全てを効率的に利用すること。耕作等の事業に常時従事すること。利害関係の同意が得られること。の要件を全て満たすことが許可の条件となります。今回〇〇さんは、すべての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えていますので、ご審議ねがいます。

議長 それでは、議案第 16 号について、ご意見、ご質問等ございませんか。

井阪委員 はい、5 番井阪です。
今回の農地は、耕作していなかった場所ですか。

事務局 1 箇所は、耕作放棄地で、もう一箇所については以前より耕作していただいたので、併せて利用権の設定を行いました。

議長 他にご意見等ありませんか。

各委員 (委員より「異議なし」の声あり。)

議長 ご意義がなければ、議案第 16 号について「可決」としてよろしいですか。

各委員 (異議なしの声あり。)

議長 それでは、議案第 16 号について「可決」とし、高野町長へ報告します。
つぎの議題は、議案第 17 号「町長の権限に属する事務の委任」について、
事務局より説明願います。

事務局 議案第 17 号

町長の権限に属する事務の委任について

高野町長より、農地法第 3 条の一部改正に伴い、高野町農業委員会に対する
事務委任等に関する規則（平成 23 年高野町規則第 2 号）の一部を改正する規
則を制定したいので、地方自治法第 180 条の 2 の規定により別紙のとおり、
意見の決定を求める。

平成 24 年 2 月 10 日提出

高野町農業委員会 会長職務代理者 柳 葵

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた
めの関係法律の整備に関する法律が、第 177 回国会において成立し、平成 23 年
8 月 30 日付けで公布された。これにより、平成 24 年 4 月 1 日を施行日として、
農地法第 3 条の規定に基づく権利移動に係る都道府県知事の許可権限は全て農業
委員会に移譲されることになり、高野町農業委員会に対する事務委任等に関する
規則の一部を改正する必要がある為、別紙のとおり地方自治法第 180 条の 2 の
規定により協議の依頼がありました。

改正内容については、第 2 条中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、
第 4 号から第 7 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条第 8 号中「(7)」を「(5)」に、「(10)」
を「(8)」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 9 号中「(8)」を「(6)」に、「(10)」
を「(8)」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 10 号中「((3))」を「((1))」に、
「(4)」を「(2)」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 11 号中「第 3 条第 4 項」
を「第 7 条第 4 項」に改め、「第 7 条第 2 項、」を削り、「((1)、(3)、(4))」を「((1)、
(2))」に、「(7)」を「(5)」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 12 号中「第 14
条第 2 項」を「第 26 条第 2 項」に、「((1)、(3)、(4))」を「((1)、(2))」に、「(7)」
を「(5)」に改め、同号を同条第 10 号となります。

施行日は平成 24 年 4 月 1 日となります。

以上ご審議願います。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明があった議案第 17 号について、何かご質問等ござい
ませんか。

各委員 （委員より「異議なし」の声あり。）

議長 ご意義がなければ、議案第 17 号について「可決」としてよろしいですか。

各委員 （異議なしの声あり。）

議長 それでは、議案第 17 号について「可決」とし、高野町長へ報告します。
つぎの議題は、報告第 8 号「県施行の土木事業用地の取得に係る農地の移動
実態の報告」について、事務局より説明願います。

事務局 報告第 8 号
 県施行の土木事業用地の取得に係る農地の移動実態の報告について
 このことについて、別添のとおり伊都振興局建設部長より、農地法第 4 条第
 1 項第 2 号の規定による農地の転用の制限に該当する農地移動について、報告
 がありましたので、報告します。
 平成 24 年 2 月 10 日提出
 高野町農業委員会 会長職務代理者 柳 葵
 農地法第 4 条第 1 項第 2 号に記載のある転用の許可を要しない行為にあたる
 農地について、別添のとおり通知がありましたので報告します。
 以上です。

議長 ただいま事務局より報告がありました、ご意見等ありませんか。

各委員 （特に異議等ない。）

議長 ご意義がないようですので、報告第 8 号は以上とします。
つづきまして、報告第 9 号「専決処分」について事務局より報告ねがいま
す。

事務局 報告第 9 号
 専決処分について
 このことについて、高野町農業委員会規則第 7 条第 1 項の規定により専決
 処分したので、これを報告いたします。
 平成 24 年 2 月 10 日提出
 高野町農業委員会 会長職務代理者 柳 葵
 井阪会長が病気療養中の為、長期間不在となっており、高野町農業委員会
 規則に基づき柳会長職務代理が運営を行っていただいております。従来の規
 則において、農業委員会及び農業委員会長の公印がございましたが、会長職務
 代理者の公印がございませんので、急遽作成する必要が生じたので、高
 野町農業委員会規則第 7 条第 1 項の規定による専決処分にて行いました。
 改正内容は、別紙のとおり第 15 条の表に会長職務代理者印を加える。
 以上です。

議長 ただいま事務局より報告がありました、ご意見やご質問はございません
か。

各委員 (特に異議等ない。)

議長 ご意義がないようですので、報告第9号は以上とします。
以上で予定していました議案審議は、全て終了いたしました、事務局より何か連絡事項等ありませんか。

*****午後3時43分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

なお、今回の定例会について会長が病気治療中となった為、当面の間会長職務代理者が議事進行を行なうので、会長職務代理者が署名する。

平成24年2月13日

会長職務代理者 _____

署名委員 5番 _____

署名委員 7番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。